

令和5年2月8日  
法務省矯正局

## 映像記録検証 全国調査報告状況

### 1 検証対象

#### (1) 映像の期間

令和4年12月5日午後3時から同月12日午後3時まで

#### (2) 実施施設

257施設

刑事施設	：本所73施設・支所96施設
少年院	：本院38施設・分院6施設
少年鑑別所	：本所39施設・支所5施設

#### (3) 対象カメラ

ア 昼夜居室棟廊下監視カメラ

イ 保護室、静穏室及び観察室の天井カメラ

※ 監視カメラが多数で、その全ての検証が困難な施設は、職員と被収容者の1対1での対応が想定される昼夜居室棟を優先的に確認。

### 2 報告状況

被収容者に対する不適切な言動の疑いについて、報告状況は以下のとおり。

○ 施設数 14施設

○ 件数（職員数） 122件（46名）

（内訳）

・ 土足での居室への立入り	52件（24名）
・ 居室扉等を足で蹴ったり物で叩く行為	26件（8名）
・ 相手を不快にさせるような言動	24件（13名）
・ 通常とは異なる時間帯の電灯の明滅	7件（1名）
・ 衣類等の投入	3件（2名）
・ 報知器の細工	2件（1名）
・ 身体に対する不適切な接触	1件（1名）
・ その他	7件（5名）

- ※ 複数の種類の行為をしている職員がいることから、内訳の職員数の合計は46名とはならないもの。
- ※ 上記言動の中には、例えば、布団を頭まで被っている受刑者の生存確認等のために居室扉を蹴る、又は電灯を明滅させたものなど、職責を問うか否か、更に調査を要するものが複数含まれている。
- ※ 「身体に対する不適切な接触」については、自身の居室に向かって歩行しようとしないう受刑者に歩行を促すため、職員が右肩で当該受刑者の左肩の後ろを数回押したもの。